

# 特定非営利活動法人 おんがくの共同作業場定款

改7

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おんがくの共同作業場と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、その事務所を東京都立川市曙町2丁目25番1号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業活動

(目 的)

第3条 この法人は「合唱付きオーケストラ作品」を主に演奏する管弦楽団と、そのオーケストラと共に歌う合唱団、それらを支える聴衆、三者の連携と協力を促す事を通して「オーケストラ付きクラシック声楽および合唱作品」の振興と普及を図り、適宜、人権、平和及び慈善を目的とする演奏会などを企画、実行し、また海外演奏団体との演奏会を通じて国際交流を行うなどのクラシック音楽文化創造と次世代人材の育成をもって、不特定多数の市民、聴衆の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術の振興を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) オーケストラ付きクラシック合唱音楽に関する教育、指導、普及
- (2) 自主演奏会の企画、開催運営
- (3) 依頼演奏会の企画・制作・マネジメント支援
- (4) メディアの制作と資料の編集及び配布
- (5) オーケストラ付きクラシック合唱音楽に関する国際交流
- (6) 本法人の目的を達成するために必要な事業

### 第 3 章 会 員

#### (会員の種別)

第6条 この法人の会員は正会員及び賛助会員の 2 種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

##### (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を促進する個人・団体であり、総会における議決権を有する者。

##### (2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の事業を賛助、後援する個人・団体であり、総会における議決権を有しない者。

#### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。但し、理事会は正当な理由が無い限り、入会を拒否できない。

2 理事会は、前項の規定に基づき、正会員としての入会を承認したときは、速やかに書面を以て本人に通知しなければならない。

3 入会を希望する者の入会を拒否する場合には、理事会はその理由を記した書面を以て本人に通知しなければならない。

#### (会 費)

第8条 会員は、総会において定めるところの会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

#### (退 会)

第9条 会員は、退会の届けを事務局に提出して、任意に退会することが出来る。

#### (資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に該当するときは、会員の資格を喪失する。

(1) 会員が死亡したり、団体にあつては解散したとき。

(2) 会員が、会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(3) 会員が除名されたとき。

(4) 会員が退会したとき。

#### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、この会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会員がこの定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(その他の事項)

第 12 条 会員に関するその他の事項は、理事会において議決する。

## 第 4 章 役 員

(役員の種類、定数及び条件)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 人以上 12 人以内
- (2) 監事 1 人また 2 人
- 2 理事の過半数は、この法人に直接利害関係を有しない者により構成されなければならない。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることが出来ない。

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。  
代表理事 1 名
- 3 役員構成において、それぞれの役員の配偶者若しくは 3 親等内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

(理事の職務)

第 15 条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表理事が欠けたとき、または代表理事に事故があるときは、理事会が予め指名した理事がその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として法令、定款、総会及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を遂行する。

(監事の職務)

第 16 条 監事は次の各号の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は東京都に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは総会を招集すること。
- (5) 業務遂行及び財産状況について、理事に対して個別に意見を述べ、必要に応じて理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 17 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の賛成により解任することが出来る。この場合、この役員には議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められ、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は総会の議決により報酬を受けることが出来る。但し、報酬を受ける役員数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することが出来る。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 第 5 章 総 会

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員を以て構成する。

(総会の種別)

第 22 条 総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算書の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬の決定
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益を以て償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)
- (9) 事務局の構成及び運営
- (10) 会員の除名
- (11) 資産の管理の方法
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法を以て、少なくとも開催日の2週間前までに会員に対して文書を発しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第27条 総会においては、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(総会の審議及び議決)

第28条 総会における審議事項は、第25条第3項の規定により予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところに依る。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 止むを得ない事情により総会に出席できない正会員は、予め通知された審議事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法を以て表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。委任する場合には、代理の正会員を通じて議長に対し委任状を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法での表決者または委任表決者にあつては、その数を付記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (6) 議事録作成者の氏名
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名若しくは記名押印をしなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事を以て理事会を構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない、この法人の業務執行に関する事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合にはこれを開催することが出来る。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面を以て招集の請求があったとき
- (3) 第 16 条第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、理事会を招集する際には理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法を以て、少なくとも開催日の 1 週間前までに各理事に対して文書を発しなければならない。

(理事会の議事)

第 35 条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(理事会における表決等)

第 36 条 やむを得ない事情により理事会に出席できない理事は、予め通知された審議事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法を以て表決することが出来る。

- 2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法での表決者にあつては、その旨を記載すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及び会議に出席した理事の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名若しくは記名押印をしなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものを以て構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された基本財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産の 1 種とする。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

### (事業計画、活動予算及び決算)

第 43 条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により新年度の予算が成立していない場合には、予算成立の日までは前年度の予算に準じて活動をし、それによる収益及び費用は、成立した予算の収益及び費用とすることが出来る。
- 3 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎年度終了後速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会において承認の議決を得なければならない。
- 4 決算上で剰余金が生じたときは、次年度予算に繰り越すものとする。

### (予備費の設定及び決算)

第 44 条 予算超過又は想定外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。



(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算に定められていない借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、且つ法第 25 条第 3 項に規定する事項については、東京都の認証を得なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 東京都による設立の認証の取り消し

2 第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、東京都の認定を得なければならない。

(合 併)

第 50 条 総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、東京都の認証を得れば合併することが出来る。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人の解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときの残余財産は、東京都に譲渡する。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 52 条 第 3 条の目的の実現及び第 4 条及び第 5 条の事業の推進並びに総会、理事会の決議を実施するために、また日常の事務を処理するために事務局を設置する。

2 職員等の就業に関する事項は、原則として総会の議決を経て理事会が別に定める。但し、他に特別の契約を以て職員を雇用することを妨げない。

## 第 10 章 公 告

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報及びこの法人の設置するインターネットホームページに掲示する。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 11 章 雑 則

(細 則)

第 54 条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は理事会において別に定める。

## 第 12 章 附 則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。  
2 この法人の設立当初の役員は、下記に掲げるものとし、その任期は第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から 2003 年 3 月 31 日までとする。

代表理事 郡司 博  
理事 島原 浩  
理事 伏見 裕子  
理事 宮島 信男  
理事 山崎 達朗  
監事 林 道子

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところに依る。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、設立の日から 2002 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1 個人正会員 (1口 3 万円)  
2 団体正会員 (1口 20 万円)  
3 個人賛助会員 (1口 1 万円)  
4 団体賛助会員 (1口 10 万円)

以上

- 履歴 : 改1 2003年3月16日 第46条(事業年度)改正
- 改2 2005年1月23日 第17条(役員任期)改正
- 改3 2007年1月21日 第13条第1項第1号(役員定数)及び  
第17条(役員任期)改正
- 改4 2007年4月25日 第17条(役員任期)を認証書に基づき加筆改正
- 改4a 2008年3月14日 誤字訂正及び用語統一
- 改5 2013年1月20日 第5条(事業)(3)と(6)及び(4)と(7)項の統合と(8)項改正
- 改5 2013年5月7日 東京都により認証
- 改6 2018年6月17日 ・第53条(公告)をNPO法改正により加筆修正  
2018年10月12日 ・第23条(総会の権能)改正、第25条(総会の招集)改正、  
第28条(総会の審議及び議決)加筆改正、第29条(総会に  
おける表決等)改正、第30条(議事録)加筆改正、第34条  
(理事会の招集)改正、第36条(理事会における表決等)改  
正、第37条(議事録)改正、第38条(資産の構成)改正、  
第43条(事業計画、収支予算及び決算)改正、第44条(予備  
費の設定及び決算)改正、第49条(解散)改正、第12章(附  
則)改正
- 改7 2020年3月13日 ・第8条(会費)改正、第14条(役員選任)改正、第17条(役  
員任期)加筆変更、第23条(総会の権能)加筆改正、第48  
条(定款の変更)加筆改正、第51条(残余財産の処分)加筆  
改正